

中井町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用の一部に対して、補助金を交付することについて、中井町補助金等の交付に関する規則（平成10年中井町規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年1月1日から翌年2月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 当該年4月1日から翌年2月末日までの間に、婚姻を機に町内で新たに住宅を取得した費用（婚姻前に取得した場合は、婚姻日から起算して1年以内に取得した費用に限る）をいう。
- (3) リフォーム費用 当該年4月1日から翌年2月末日までの間に婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等をするための工事（婚姻前にリフォームした場合は、婚姻日から起算して1年以内に実施したリフォーム費用に限る）に要した費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (4) 住宅賃借費用 当該年4月1日から翌年2月末日までの間に婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額分に相当する額を、それぞれ対象となる経費から控除する。
- (5) 引越費用 当該年4月1日から翌年2月末日までの間に、婚姻を機に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払代金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の前年の所得額（当該年5月31日までの申請にあっては前々年の、同日後の申請にあっては前年の夫婦の所得を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合にあっては、新婚世帯の前年の所得額から年間の返済額を控除して算出するものとする。
- (2) 婚姻届が受理された時点において、年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- (3) 補助対象となる前条第2号から第4号に係る住宅が町内にあること。

- (4) 夫婦双方又は一方の住民票の住所が前号の住宅の住所となっていること。
 - (5) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
 - (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと。
 - (7) 過去に下記補助金を受けていないこと
 - ア 中井町移住・定住推進事業補助金
 - イ 中井町空き家活用推進補助金
 - ウ 類似の国等による補助金
 - (8) 市区町村民税の滞納がないこと。
 - (9) 夫婦の双方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度の補助金の交付決定を受けた世帯で、第4条第1項に規定する補助上限額(以下「上限額」という。)に交付を受けた補助金が達しなかった世帯を次年度の補助金の交付の対象とすることができる。
 - 3 第1項及び2項の規定にかかわらず、第7条第1項に規定する次年度に補助金の交付を受ける資格があると認められた世帯を補助金の交付の対象とすることができる。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、第2条第2号から第5号に掲げる費用の合算額(消費税及び地方消費税を含む)とし、1世帯当たり30万円を限度とする。なお、年齢が夫婦ともに29歳以下の場合には1世帯あたり60万円を限度とする。
- 2 前年度に当該事業による補助金を受給している場合は、1世帯当たりの上限額として定める額から受給済みの額を差し引いて得た額を限度とする。
 - 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 4 前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の前月までに支払った経費を対象とする。

(補助金の申請及び決定)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、翌年2月末日までに、中井町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 夫婦の所得証明書(申請日時点における直近のものに限る。)
 - (3) 住居物件の売買契約書、建物登記簿の全部事項証明書及び領収書の写し
 - (4) リフォームに係る領収書の写し
 - (5) 住居物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
 - (6) 住宅手当支給証明書(第2号様式)又は給与明細書
 - (7) 引越しに係る領収書の写し
 - (8) 貸与型奨学金の返還額を証明する書類の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、中井町結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により前年度の補助金の交付決定を受けた者で、補助金の交付額が上限額に達しなかった世帯が次年度継続して補助を受けようとするときは、中井町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（継続）（第4号様式）に第5条第1項に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、中井町結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（継続）（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定申請）

第6条 次年度に補助金の交付を受けようとする者であって、当該年4月1日から翌年2月末日までに第5条第1項及び第3項の規定による交付申請を行うことが困難な者（以下「認定申請者」という。）は、中井町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（第6号様式。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、翌年3月末日までに申請しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書（申請日時点における直近のものに限る。）
- (3) 貸与型奨学金の返還額を証明する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の資格認定等）

第7条 町長は、前条の規定による認定申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、次年度に補助金の交付を受ける資格の認否を決定し、中井町結婚新生活支援事業補助金資格認定（不認定）通知書（第7号様式）により当該認定申請者に通知するものとする。

- 2 前項による資格認定を受けた世帯については、第3条第2項の規定は適用しないものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条第1項又は第3項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに中井町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（第8号様式）に、当該変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、中井町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、第5条第2項又は第4項による決定通知を受け取った場合は、速やかに

中井町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第 10 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 補助金は、前項の請求書の提出後、30 日以内に交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第 10 条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、中井町結婚新生活支援事業補助金交付決定の取消通知書（第 11 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（報告等）

第 12 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 5 年度の事業については、第 2 条に規定する期間を令和 5 年 7 月 11 日から令和 6 年 2 月末までとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。